

デイサービスはなまるの湯 寝屋川店
指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 NTL 株式会社が設置するデイサービスはなまるの湯 寝屋川店（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
 - 6 前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 7 指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行う。
 - 8 事業所は、提供するサービスの質の評価はもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスの質の改善を図るものとする。
 - 9 前8項のほか、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第55号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定通所型サービス(現行相当)の運営方針)

第3条 事業所が実施する指定通所型サービス(現行相当)は、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 指定通所型サービス(現行相当)の実施にあたっては、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 指定通所型サービス(現行相当)の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 指定通所型サービス(現行相当)の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 指定通所型サービス(現行相当)の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。

6 前5項のほか、「寝屋川市通所型サービス(第1号通所事業)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」(令和3年4月1日)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第4条 指定通所介護〔指定通所型サービス(現行相当)〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスはなまるの湯 寝屋川店
- (2) 所在地 大阪府寝屋川市池田旭町9番11号 1F

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員(生活相談員と兼務))

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定通所型サービス(現行相当)〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 通所介護従業者

ア 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また、他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

イ 介護職員 7名以上

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

ウ 機能訓練指導員 2名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

エ 看護職員 1名以上

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（祝日含む）までとする。ただし、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時15分から17時30分とする。
- (3) サービス提供時間 1単位目 8時30分から12時00分
2単位目 13時15分から16時45分

（指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の利用定員）

第8条 事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

1単位目 35名、2単位目 35名

（指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の内容）

第9条 指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の内容は、次に掲げるものうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- (3) 機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) アクティビティ（介護予防） など

（利用料等）

第10条 指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用**

料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、無料とする。
- 3 飲料水の提供に要する費用については、100円を徴収する。
- 4 おむつ代については、1枚200円を徴収する。
- 5 その他、指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡を受けた時間に応じて、以下によりキャンセル料を請求する。
24時間前までの御連絡 キャンセル料は不要
利用日当日のご連絡 1000円
※ただし、御利用者の病状の急変や緊急でやむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は請求しない。
- 7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 8 指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、指定通所介護については、寝屋川市、守口市、枚方市の区域とする。指定通所型サービス（現行相当）については、寝屋川市の区域とする。

（衛生管理等）

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テ

レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 利用者は指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 従業者は、指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第 16 条 事業所は、指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、

市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 17 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生及びその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を

行うものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第 20 条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(地域との連携等)

第 21 条 事業所は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 22 条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(3) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定通所介護〔指定通所型サービス（現行相当）〕に関する記録を整備し、その完結の日から最低 5 年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は NTL 株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和6年11月1日から施行する。